

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和7年度中能登町物価高騰対応商品券交付事業	①生活者に対する物価高騰による負担を軽減するため、中能登町商工会加盟店で使用できる商品券(食料品でも使用可能)を配布する。 ②商品券、事務費 ③商品券 人口16,258×単価12,000円=195,096千円 事務費15,828千円(通信運搬費、委託費等) うち181,929千円に交付金を充当。 商品券の想定換金率90%(残り10%部分は町一般財源として措置) ④町民	R8.2	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道会計補助(7月、8月使用分)	①水道事業会計に補助し、物価高騰の影響を受けた町民や事業者を水道料金の基本料金を減免する費用を交付対象経費とする。 ②水道料金の基本料金(メーター使用料含む) ③7,000件×1,760円×2か月(7、8月使用分)=24,640,000円 メーター使用料7,000件×121.4円(平均)×2か月=1,700,000円 うち25,598千円に交付金を充当。 ④町民・事業者(官公庁・浴場は対象外。下水道は対象外)	R7.7	R7.12
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食食材費高騰対策事業(私立認定こども園分)	①物価高が続く状況において、昨今の社会情勢により、給食食材価格が高騰している状況を受け、保護者の負担を増やすことなく給食の質・量を確保するもの。 ②私立保育園の随材料費(職員分除く)高騰分に対する補助費(R3対比) ③120千円/月(高騰額見込額)×12月×1園分 うち1,000千円に交付金を充当。 ④私立認定こども園	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道会計補助(9月使用分)	①水道事業会計に補助し、物価高騰の影響を受けた町民や事業者を水道料金の基本料金を減免する費用を交付対象経費とする。 ②水道料金の基本料金(メーター使用料含む) ③7,000件×1,760円×1か月(9月使用分)=12,320,000円 メーター使用料7,000件×121.4円(平均)×1か月=850,000円 うち10,733千円に交付金を充当。 ④町民・事業者(官公庁・浴場は対象外。下水道は対象外)	R7.9	R7.12
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	中能登町渇水対策支援事業(電気料高騰分)	①物価高の影響を受ける農業者支援を目的に、渇水対策のために農業用水確保に要した電気代の一部を助成するもの。 ②農業用水確保に要した電気料金 ③R7高騰分(R7使用料金のいずれか1か月分-前年同月の平均)の半額補助 80箇所×平均60,000円×補助率1/2=2,400千円 ④生産者2戸以上で組織する地区、生産組合、水利組合等	R7.7	R8.3
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道会計補助(1、2月使用分)	①県が実施する「石川県水道基本料金無償化特別交付金事業」の対象外となっている口径30mm以上の水栓について、上乗せで助成することにより町民に広く経済的な負担の軽減を図るもの ②口径30mm以上の水道料金の基本料金及び水道メーター使用料 ③(口径30mm以上の給水件数(100件)×水道基本料金(1,760円)+メーター使用料(70,620円))×2カ月=500千円 うち489千円に交付金を充当。 ④町民・事業者(官公庁・浴場は対象外。下水道は対象外)	R8.2	R8.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護・障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援交付金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた介護・障害福祉サービス事業所を支援し、事業所のサービスの質及び提供体制の維持を図る。 ②エネルギー、食料品価格 ③(1)1分類につき25万円 (2)事業所において定員が50人以上の場合は、1分類あたり70万円を加算 (3)入所事業を行う事業所において、定員が9人以上30人未満の場合は30万円、定員が30人以上の場合は70万円を加算 ④中能登町内に所在する介護・障害福祉サービス事業所	R8.2	R8.3
8	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	物価高騰対応 低所得者世帯支援給付金	①物価高の影響を受ける低所得世帯に対し、給付金を支給する。 ②世帯への給付金、事務費 ③住民税非課税世帯・均等割のみ世帯に対し、世帯員1人あたり5,000円 4,500人×5,000円=22,500千円 事務費 839千円 ④住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯	R8.2	R8.3
9	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	中能登町子育て支援給付金支給事業(重点支援交付金事業)	①物価高の影響を受ける子育て世帯に対し、国の支援(児童一人あたり2万円支給)に上乗せして手当を支給する。 ②町内に住所を有する18歳未満の児童一人につき、10千円を支給 ③対象児童数 2,300人×10千円=23,000千円 ④町内に住所を有する18歳未満の児童を養育する保護者	R8.2	R8.3